

## 令和7年度 部活動に係る活動方針

岩手県立大船渡高等学校 定時制

### 1 活動の方針

校訓「自主獨立」の精神を踏まえ、調和のとれた人格形成と何事にも挑戦する気概を持った生徒の育成に努め、生徒、教職員が一体となり、望ましい部活動を実践することを活動の方針とする。

- (1) 生徒は、学習と部活動の両立を目指したスクールライフを実践
- (2) 教員は、ワーク・ライフ・バランスの確立を目指した部活動指導を実践

### 2 休養日・活動時間について

- (1) 休養日  
原則として、週1日以上の休養日を設ける。
- (2) 活動時間  
平日は下校時間まで、休日は4時間以内とする。

### 3 活動の決まり

- (1) 部活動時間
  - ア 授業日の部活動の時間・場所については、各顧問の指示に従うこと。
  - イ 土・日曜日、祝日・休日の活動時間は、4時間以内とする。(練習試合は含まない)
  - ウ 長期休業期間の活動時間は、午前あるいは午後、4時間以内の練習時間とする。  
ただし、合宿や強化練習期間はこの限りではない。
- (2) 部活動停止期間
  - ア 定期考查1週間前から考查終了まで
  - イ 学校閉学日
- (3) 部活動指導における体制
  - ア 各部顧問は、活動日、休養日、参加予定大会日程等がわかる年間及び月間の活動計画（以下、「活動計画表」という）を作成し、生徒・保護者に連絡する。
  - イ 校長は、各部顧問が作成する活動計画表及び毎月の活動実績表により活動内容を把握し、持続可能な運営体制を整える。
- (4) 合理的かつ安全で効率的・効果的な活動の推進
  - 校長及び各部顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶の徹底を図るため、次のことを実施する。
  - ア 屋外・屋内にかかわらず、気象情報・状況に応じた適切な対応（水分・塩分の補給や休息の取得、活動中断または中止等）
  - イ 心肺蘇生法・AED使用等の研修
  - ウ シーズン期とオフシーズン期の活動内容の見直し
  - エ 定期的な施設・設備の点検
  - オ 体罰や人格を傷つける言動の根絶

### 4 その他

- (1) 部活動への加入は任意とするが、部活動は、その意義（スポーツや芸術文化等へ親しむこと、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、人間関係の構築や自己肯定感の向上等）や本校の教育目標の実現に資することから、加入を推奨する。
- (2) 感染症拡大状況等による岩手県の制限要請等に基づき、活動時間並びに对外活動許可に係る基準等について変更する場合がある。